

インターネット検定（公式テキストおよび受検）申込規約

NTTドコモビジネス株式会社

インターネット検定ドットコムマスターに関わる受検および教材（以下「商品」といいます。）を申し込む方（以下「申込者」といいます。）は、この申込規約（以下「本規約」といいます。）に同意の上、NTTドコモビジネス株式会社（以下「当社」といいます。）にお申し込みいただきます。

■申込方法と契約の成立について

申込者は、本規約に同意の上、当社が試験運営・その他コンテンツ配信サービス等を委託している株式会社シー・ビー・ティ・ソリューションズおよび販売を委託しているパートナー各社（以下「代行会社」といいます。）の提示する申込書（申込フォームを含む）に必要事項等を記入し、代行会社もしくは当社に送付するものとします。代行会社もしくは当社が申込書を受領した時に、商品に関する契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。

■キャンセル等について

本契約成立後に申込みの取り消し、変更はできません。

災害等やむを得ない事情により、キャンセル・変更を希望される場合には、申込みを行った代行会社等にお問い合わせください。

■商品価格について

申込書（申込フォームを含む）に記載されている商品名および単価に基づくものとします。

■個人情報の取扱いについて

申込みの際にご提供いただく申込者の個人情報は、下記のとおり取り扱います。

1. 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守し、申込者の大切な個人情報の保護に万全を尽くします。
2. ご提供いただいた個人情報については、下記の利用目的の範囲内で適正に取り扱います。
(1)申込者の本人確認、料金の請求、受検票発送、合否通知および認定証書の発行、その他商品に関する連絡
(2)個人を特定できない方法、形式による統計資料の作成
3. ご提供いただいた個人情報を適正に取り扱うため、社内規定および社内管理体制の整備、

従業員の教育、ならびに個人情報への不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等防止に関する適切な措置をとり、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めます。

4. ご提供いただいた個人情報については、上記利用目的の達成のために必要な範囲内で、業務委託先または提携先に預託する場合があります。その場合は、個人情報の保護が十分に図られている企業を選定し、個人情報保護の契約を締結するなど必要かつ適切な措置をとります。なお、法令などに基づき裁判所・警察機関などの公的機関から開示の要請があった場合については、当該公的機関に提供することがあります。

5. ご提供いただいた個人情報に関する確認、質問、および変更などについては、当社へお問い合わせください。

<個人情報保護に関するお問い合わせ先>

NTT ドコモビジネス株式会社

URL：<http://www.ntt.com/privacy/index.html>

■商品代金の支払について

申込書受領後、代行会社より請求書を発行（請求メールを送付）いたします。支払期限については、代行会社より発行された請求書（送付された請求メール）に記載された期限をご確認の上、指定口座へのお振り込み等によりお支払いください。

個人で受検される方は、申込みを行った代行会社等に確認の上、お支払いをお願いします。なお、お支払いに係る手数料等は、申込者の負担とさせていただきます。

■本契約の支払金額について

税法その他の法令等の改正により消費税等の税率が変動した場合、変動後の税率の適用開始日以後における消費税等相当額は、変動後の税率により計算します。

■商品の所有権等について

納入完了前に生じた商品の滅失、毀損その他一切の危険については、申込者の責に帰すべき事由がある場合を除き、当社の負担とします。納入完了後に生じた商品の滅失、毀損その他一切の危険については、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、申込者の負担とします。商品の所有権は、商品代金のお支払いの完了をもって、当社から申込者に移転するものとします。

■本契約の解除について

申込者が次の一にでも該当する場合には、当社は、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。また、当社が本契約を解除した場合、申込者に損害が生じて、

当社は、これを賠償する責を負わないものとします。

- (1)申込者または申込者の役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」といいます。）であるとき
- (2)申込者の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められるとき
- (3)申込者の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められるとき
- (4)申込者が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められるとき
- (5)本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであるとき
- (6)申込者自らまたは第三者をして、当社に対して暴力的な要求行為をしたとき
- (7)申込者自らまたは第三者をして、当社に対して法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき
- (8)申込者自らまたは第三者をして、当社に対して脅迫的言辞または暴力的行為をしたとき
- (9)申込者自らまたは第三者をして、風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為をしたとき
- (10)申込者自らまたは第三者をして、(6)から(9)に準ずる行為をしたとき
- (11)本契約成立前の当社との取引において申込者に債務不履行の事実があるとき
- (12)申込者の本人性が確認できないとき

■準拠法および合意管轄について

本規約の準拠法は、日本法とします。また、申込者と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。